

第 1 回

音更町介護保険事業等運営協議会議案

日 時 平成 2 1 年 7 月 3 日 (金) 午後 7 時
場 所 音更町役場 4 0 1 ・ 4 0 2 会議室

会議次第

- 1 委嘱状の交付
- 2 町長あいさつ
- 3 会長及び会長代理の選出
 - (1) 会長【委員の互選】
 - (2) 会長代理【会長の指名】
- 4 会議録署名委員の指名【会長の指名 2名】
- 5 協議会の所掌事項について
- 6 「第4期おとふけ生きいきプラン21」の概要について
- 7 地域密着型サービス実施事業者の公募について
- 8 平成21年度音更町介護保険特別会計予算について
- 9 その他

音更町介護保険事業等運営協議会委員名簿

任期(平成 21 年 7 月 3 日 ~ 平成 24 年 3 月 31 日)

区分	氏名	主な職名
保健・医療・福祉	軽部俊二	介護老人保健施設あんじゅ音更施設長
同	日向國廣	音更町民生児童委員協議会副会長
同	高橋 努	音更町社会福祉協議会副会長
同	小幡泰彦	音更町老人クラブ連合会副会長
同	菅原保徳	介護老人保健施設とかち事務長
同	原田順次	特別養護老人ホーム寿楽園園長
同	畠 弘之	北海道立緑ヶ丘病院薬局長
識見者	白井公敏	音更町選挙管理委員会委員長
同	貞廣歌子	木野農協女性部副部長
同	中塚孝子	音更町農協女性部副部長
同	正保 里恵子	帯広大谷短期大学准教授
公募	福澤壽雄	被保険者(1号)
同	月井ハルミ	被保険者(2号)
同	志田晴美	同
同	岡田浩美	同

音更町介護保険等の実施に関する条例（抜粋）

平成 12 年 3 月 27 日

条例第 8 号

第 5 章 音更町介護保険事業等運営協議会

（設置）

第 28 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項に規定する町長の附属機関として、音更町介護保険事業等運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（所掌）

第 29 条 協議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の策定及びその実施状況に関すること。
- (2) その他介護保険事業等の運営に関すること。

（組織）

第 30 条 協議会は、15 人以内の委員をもつて組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 保健、医療及び福祉の関係者
- (2) 識見を有する者
- (3) 法第 9 条に規定する介護保険の被保険者

3 委員の任期は、法第 147 条第 2 項第 1 号に規定する介護保険事業計画の計画期間とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任することができる。

5 第 2 項第 3 号の者から委嘱する委員は、公募することができる。この場合において、当該公募委員の数は、他の委員との均衡を考慮して定めるものとする

音更町介護保険事業等運営協議会の運営に関する規則

平成 13 年 2 月 23 日

規則第 2 号

(目的)

第 1 条 この規則は、音更町介護保険等の実施に関する条例(平成 12 年音更町条例第 8 号。以下「条例」という。)第 5 章に規定する音更町介護保険事業等運営協議会(以下「協議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長等)

第 2 条 協議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 3 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、条例第 30 条第 2 項各号に定める委員の区分に応じそれぞれ 1 人以上が出席し、かつ、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことはできない。
- 3 会議は、会長が議長となる。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 会長は、会議録を作成し、会長及び会長が会議の始めに指名した委員 2 人が署名しなければならない。

(事務局)

第 4 条 協議会の事務局は、民生部福祉課に置く。

(委任)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成21年度音更町地域密着型サービス実施事業者の公募について

1 公募の主旨

音更町では、第4期音更町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画（平成21年度～平成23年度。以下「第4期計画」という。）に基づき、利用者が身近な地域でサービスが利用できるよう地域密着型サービス基盤の整備をすすめていきます。

そのため、今回は、必要なサービス量を確保するとともに、事業者選定の公平かつ公正性を確保する観点から、町内で指定地域密着型サービス事業所の開設を計画している事業者を公募により選定するものです。

2 公募する地域密着型サービス事業の内容

(1) サービス種類 認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

(2) 日常生活圏域 音更町

音更町は1圏域となっております。

(3) 必要整備量等 1か所（2ユニット）18名

(4) 第4期計画に今回募集の1か所を計画登載

3 公募期間等

(1) 公募期間 平成21年7月27日（月）～平成21年9月2日（水）

(2) 受付時間 午前8時45分から午後5時30分まで

（土曜日及び日曜日、正午から午後1時までを除きます。）

(3) 募集要領 現在作成中

(4) 書類の提出について

提出先 〒080-0104

音更町新通8丁目5番地

音更町民生部地域包括支援センター介護福祉課介護福祉担当

電話 0155（32）4567

4 事業予定者の選定方法

(1) 提出を受けた応募書類は、庁内において指定基準等に基づき応募内容を精査し、音更町地域密着型サービス事業者選考基準により応募事業者ごとに採点を行い、音更町介護保険事業等運営協議会（以下「協議会」という。）の意見を聴取し、町長が事業予定者を決定します。ただし、審査の結果、該当事業予定者なしとする場合があります。

(2) 応募がない場合及び事業予定者が決定しなかった場合は、再度公募を行う場合があります。

5 公募スケジュール等

7月24日(金)	町広報紙に公募関連記事掲載 公募要領発表(ホームページ) 公募要領配布開始
7月27日(月)～9月2日(水)	公募受付期間
9月中旬	公募書類の確認 ヒアリング又プレゼンテーションの実施 (必要時)
9月下旬(10月上旬)	協議会の意見聴取 事業予定者の決定 事業予定者への通知
翌2月下旬	事業者から指定申請 協議会に指定諮問
翌3月下旬(4月)	事業開始予定

6 選定結果

選考結果は、文書により、応募を受け付けた全事業者に通知します。

なお、選定された事業予定者について、町ホームページ等で公表します。

7 協議会に意見を求める理由

介護保険法第78条の2第6項(第115条の2第4項)により地域密着型介護サービス(介護予防地域密着型介護サービス)事業者の指定を行うときは、「介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」とあり、協議会の所掌を規定している音更町介護保険等の実施に関する条例第29条第2号「その他介護保険等の運営に関すること」に基づいて、協議会の意見を求めようとするものです。

8 今回の公募に係る今後の協議会の意見聴取について

- (1)9月下旬 町から事業者の採点結果等について説明を行い、事業予定者の選考を行うものです。
- (2)翌2月下旬 地域密着型介護サービス(介護予防地域密着型介護サービス)事業者の指定について、町から事業者の事業内容等について説明を行い、指定の是非について意見を求めるものです。

< 参 考 >

地域密着型サービスとは

高齢者が中重度の要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるのが適当なサービス類型として、平成18年4月の介護保険法の改正により創設されました。

- ・ 地域の実情にあわせ、市町村の計画に基づき整備します。
- ・ 原則として市町村の被保険者のみが利用できるサービスで、市町村が指定、指導監督の権限を有しています。

地域密着型サービスの種類

- ア 夜間対応型訪問介護
- イ 認知症対応型通所介護（介護予防あり）
- ウ 小規模多機能型居宅介護（介護予防あり）
- エ 認知症対応型共同生活介護（介護予防あり）
- オ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- カ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

地域密着型サービス事業者の指定

地域密着型サービス事業者の指定は、申請に基づき、市町村町長がサービスの種類と事業所ごとに行います。指定は、その市町村の介護保険の被保険者に対する地域密着型介護サービス費等の支給について効力を有します。

指定に当たって市町村長は、被保険者等の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ、事業の適正な運営を確保するために必要な条件を付すことができます。

また、指定は他のサービスと同様に6年ごとの更新制となっております。

認知症対応型共同生活介護（介護予防認知症対応型共同生活介護）

認知症の高齢者に対して、共同生活住宅で、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

サービスは、利用者の認知症の病状の進行を緩和し、安心して日常生活が送れるよう、利用者の心身の状況を踏まえて妥当適切に行います。

平成21年度音更町介護保険特別会計予算

歳入

(単位 千円, %)

区 分	平成21年度(A)	平成20年度(B)	比較(A/B)	摘 要
1 介護保険料	435,436	388,699	112.0	
現年度分	434,936	388,199	112.0	
滞納繰越分	500	500	100.0	
2 分担金及び負担金	9,569	9,520	100.5	
負担金	9,569	9,520	100.5	北十勝介護認定審査会3町負担金
3 使用料及び手数料	1,884	2,034	92.6	
手数料	1,884	2,034	92.6	
4 国庫支出金	547,959	536,981	102.0	
介護給付費負担金	404,747	395,149	102.4	国庫ルール分
調整交付金	120,338	119,147	101.0	
地域支援事業交付金	22,874	22,685	100.8	
5 道支出金	361,705	342,700	105.5	
介護給付費負担金	350,268	331,359	105.7	道ルール分
地域支援事業交付金	11,437	11,341	100.8	
6 支払基金交付金	706,884	700,553	100.9	
介護給付費交付金	696,938	692,979	100.6	第2号被保険者保険料
地域支援事業交付金	9,946	7,574	131.3	
7 財産収入	750	600	125.0	
利子及び配当金	750	600	125.0	
8 繰入金	405,810	409,910	99.0	
介護給付費繰入金	290,391	279,427	103.9	町ルール分
その他一般会計繰入金	53,950	57,755	93.4	事務費分
地域支援事業繰入金	22,536	29,705	75.9	
基金繰入金	38,933	43,023	90.5	
9 繰越金	1	1	100.0	
繰越金	1	1	100.0	
10 諸収入	2	2	100.0	
延滞金	1	1	100.0	
雑入	1	1	100.0	
合 計	2,470,000	2,391,000	103.3	

歳 出

(単位 千円, %)

区 分	平成21年度(A)	平成20年度(B)	比較(A/B)	摘 要
1 総務費	61,922	66,078	93.7	
総務管理費	39,240	44,417	88.3	人件費3人分ほか
介護認定費	22,682	21,661	104.7	審査会及び認定調査費
2 保険給付費	2,323,128	2,235,415	103.9	
介護サービス等諸費	2,323,128	2,235,415	103.9	
3 財政安定化基金拠出金	0	1,949	皆減	
財政安定化基金拠出金	0	1,949	皆減	北海道財政安定化基金
4 積立金	750	600	125.0	
積立金	750	600	125.0	介護保険基金積立金
5 地域支援事業費	82,600	85,758	96.3	
介護予防事業費	46,135	42,492	108.6	
包括的支援事業費	36,465	43,266	84.3	
6 公債費	100	100	100.0	
公債費	100	100	100.0	一時借入金利息
7 諸支出金	500	100	500.0	
国庫支出金等還付金	500	100	500.0	過年度還付金
8 予備費	1,000	1,000	100.0	
予備費	1,000	1,000	100.0	
合 計	2,470,000	2,391,000	103.3	

介護保険給付費内訳

(単位 千円, %)

区 分	平成21年度(A)	平成20年度(B)	比較(A/B)	摘 要
居宅介護サービス給付費	1,049,519	993,755	105.6	
施設介護サービス給付費	1,121,091	1,102,292	101.7	特養・老健・療養型
居宅介護福祉用具購入費	4,737	4,800	98.7	
居宅介護住宅改修費	12,562	13,200	95.2	
居宅介護サービス計画給付費	94,483	86,160	109.7	ケアプラン作成費
高額介護サービス費	38,186	32,808	116.4	
審査支払手数料	2,550	2,400	106.3	国保連
計	2,323,128	2,235,415	103.9	